

大磯町中小企業金融支援のご案内

大磯町中小企業金融対策融資制度

町内に事業所を持つ中小企業の方が、事業を運営していくための資金を円滑に調達できるよう、町内金融機関と連携した融資制度を設けています。

利用資格

- ・町内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業所を継続して営んでいること。または、大磯町の特定創業支援等事業を受講したことの証明を大磯町長から受けているもの。
- ・町税を完納しているもの
- ・中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定められたものをいい、当該企業の発行株式の総数又は、出資の総額の2分の1を超えた出資が中小企業以外の企業から行われていない事業所

貸付限度額

1,000万円以内（運転資金、設備資金、運転・設備併用資金）

貸付期間・返済方法

- ・運転資金：84か月以内
- ・設備資金、運転・設備併用資金：120か月以内
- ・原則として割賦返済

年利率

1.8%

その他

神奈川県信用保証協会に信用保証を委託

取扱金融機関

- ・中南信用金庫 ☎(61)7200
- ・横浜銀行大磯支店 ☎(61)1590

申請場所

上記取扱金融機関

大磯町中小企業退職金共済制度

中小企業退職金制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度です。町では、退職金共済掛金の一部を補助する「大磯町中小企業退職金共済制度」を設けており、月額共済掛金の10%を契約を締結した月から5年以内で補助をしています。

☎産業観光課 ☎(61)5719

大磯町創業者支援利子補給制度

町内において起業等を行う方が、必要な融資を株式会社日本政策金融公庫から受けたとき、その利子の一部を補助する制度です。

利用資格

- ・市町村税を滞納していないこと。
- ・創業のために必要な融資を株式会社日本政策金融公庫から受けていること。
- ・融資実行日の前後6か月以内に本町内で開業していること。

補助金額・補助期間

補助限度額を10万円とし、第1回目の償還から1年以内

申請書類

- ・大磯町創業者支援利子補給金交付申請書（町ホームページからダウンロード可）
- ・未納税額がないことを証明する書類
- ・町内での開業を証する書類（開業届出書の写しまたは法人登記事項証明書）
- ・株式会社日本政策金融公庫が作成した償還予定表の写し

申請場所

産業観光課 ☎(61)5719

大磯町特定創業支援事業

制度概要 「創業」に必要な知識が全て身に付く支援事業です。支援完了後に大磯町から証明書の発行を受けることで、さまざまな優遇措置を受けることができます。

特別創業支援等事業実施機関

- ・中南信用金庫 ☎(61)7200
- ・大磯町商工会 ☎(61)0871

優遇措置の内容

- ①会社を設立時の登録免許税軽減
- ②無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の対象期間の拡大
- ③「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ
- ④県制度融資の創業支援融資（創業特例）における貸付利率の引き下げ
- ⑤大磯町中小企業金融対策融資・利子補給の充実

証明書の発行対象者

- 次のいずれかを満たす方
- ・現在事業を営んでいない個人で、これから創業を行おうとする者
- ・創業後5年未満の者
- ※既に会社法上の法人化をしている場合であっても、創業後5年未満であれば対象となります。同一経営者が2社目を創業する場合は対象外です。

証明書発行申請場所

産業観光課 ☎(61)5719

大磯町小規模事業者経営改善資金利子補給制度

町内の小規模事業者の方の経営支援として、大磯町商工会の経営指導を受けることによって、無担保・無保証で利用することができる「小規模事業者経営改善資金」（マル経融資）を利用された人に対し、その利子の一部を補助する制度です。

利用資格

- ・町内で事業活動を営んでいること。
- ・大磯町商工会の推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）を受けていること。
- ・町税を完納していること。

補助金額

支払い利子の2分の1

補助期間

第1回目の償還から2年以内

申請書類

- ・大磯町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書
- ・納税証明書
- ・株式会社日本政策金融公庫が発行する利息支払証明書
- ・株式会社日本政策金融公庫が発行する支払済額明細書

申請場所

産業観光課 ☎(61)5719

大磯ものづくりわくわく支援補助金

町内の事業者（主に商工会員）による、地域資源や特性を活用した特産品開発等に対する補助制度です。

※内容は、変更となる場合があります。

最新情報は、大磯町商工会のホームページをご確認ください。

補助対象資金

大磯町で作る商品または大磯にゆかりがある商品の開発（開発費・広報費）

補助金額

対象経費の100%（ただし補助限度額を10万円とする。）

補助要件

- ・町内で事業活動を営む小規模事業者であること。
- ・町税を滞納していないこと。
- ・大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7条）第2条第2号から第5号までに規定するもののいずれかに該当する者またはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

申請場所

大磯町商工会 ☎(61)0871